

平成30年2月20日

〒460-0003

名古屋市中区錦1-8-37

ザ・グロウ・オリエンタル名古屋 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤 厚美

(TEL: 052-734-8107、FAX: 052-734-8108)

回 答 書

1. 貴社が、平成29年12月20日付で「新しい規約を見直」されることは、歓迎致します。しかしながら、「『解約料の算出根拠の開示』について、参考事例など…お教えいただければ幸いです。」という要望には、各社ごとに異なるため、当団体として適切な参考事例と捉えているものが、平成29年11月21日付「お問い合わせ」の3項に記した「結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款」です。
2. 貴社が、平成29年12月20日付で開示された「結婚式・披露宴会場ご利用に関する規約」の第11条の内訳（下記参照）は、依然として、貴社に生ずべき平均的損害を超えている疑いがありますので、平均的損害を超えないよう公益社団法人日本ブライダル文化振興協会策定の「結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款」が定める「解約期日、解約料金」に沿うよう改訂していただくか、貴社の【お取消料】の定めが、貴社の具体的な営業経費、解約の発生率、再販率等に基づいて、貴社の平均的損害を超えない定めとなっていることの根拠をお示し下さい。

(第11条 【お取消料】 の記載)

| 解約通告日 | 内訳 |
|----------------|----------------------------|
| 申込日から181日前まで | 申込金の100%及びアイテム別取消料 |
| 180日前から121日前まで | 申込金の100%、アイテム別取消料、基本料金の20% |

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 120日前から91日前まで | 申込金の100%, アイテム別取消料, 基本料金の80% |
| 90日前から22日前まで | 申込金の100%, アイテム別取消料, 基本料金の100% |
| 21日前から開催日当日まで | 最終見積書に記載の総合計金額100% |

※ 日数は… (省略)

※ 基本料金とは本予約を頂いた施設の会場使用料及び、ご提供させて頂いている最も金額の低い料理単価と飲物プラン単価の合計に、お申込人数を乗じた額のことをいいます。

※ アイテム別取消料とは、衣装・挙式・美容・フラワー・写真・映像演出商品・印刷物・演出商品(司会者, 生演出等)・試食会等, 手配または発注済みの物品等のお取消料のことをいいます。

【参考】「結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款」の定め

| | |
|---|--|
| <p>第7条 [お客様による解約] お客様が既に契約された挙式・披露宴を解約される場合には、解約料金を頂戴いたします。その額は以下の通りです。申込金は解約料金を充当します。 ここでの見積額は解約時点での見積額です。</p> | |
| (解約期日) | (解約料金) |
| ①前日を含む365日以前 | 申込金の25%または3万円のいずれか低い額まで |
| ②364日目以降180日目まで | 申込金の50%まで及び印刷物等の実費 |
| ③179日目以降150日目まで | 申込金の全額及び印刷物等の実費 |
| ④149日目以降120日目まで | お見積額(サービス料を除く)の20%まで及び印刷物等の実費 |
| ⑤119日目以降90日目まで | お見積額(サービス料を除く)の20%まで及び印刷物等の実費 |
| ⑥89日目以降60日目まで | お見積額(サービス料を除く)の30%まで及び印刷物等の実費 |
| ⑦59日目以降30日目まで | お見積額(サービス料を除く)の40%まで及び印刷物等の実費 |
| ⑧29日目以降10日目まで | お見積額(サービス料を除く)の45%まで及び印刷物等の実費 |
| ⑨9日目以降前日まで | 並びにその他外注品等の解約料の額 お見積額(サービス料を除く)の45%まで及び納品済み物品等の実費並びにその他外注品等の解約料の額 |
| ⑩当日 | お見積額(サービス料を除く)の全額 |
| ⑪ご日程の延期につきましては、解約の場合に準じたお取り扱いとさせていただきます。ただし、ご日程の確定している延期の場合には、別に定める細則により取り決めさせていただきます。 | |
| ⑫すでに発注、その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたします。 | |
| <p>* <u>各事業者が具体的な日時や解約料金を設定する。</u> <u>解約料金は各事業者が算出した平均的な損害額を根拠とする</u></p> | |

以上